

# 令和8年度早川町監査委員監査年間実施計画表

令和8年4月1日

早川町代表監査委員 望月 正巳

早川町監査委員 深沢一比兒

早川町監査基準第18条第1項による年間実施計画は、次のとおりとする。

1	<b>行政監査/定期監査</b>	
	法的根拠; (地方自治法第199条第4項の規定による監査)	
	実施予定: 10月下旬	対象者: 必要に応じた担当者
2	<b>財政援助団体等に対する監査</b>	
	法的根拠; (地方自治法第199条第7項の規定による監査)	
	実施予定: 7月下旬	対象者: 指定管理者他各種団体の長
3	<b>例月現金出納検査</b>	
	法的根拠; (地方自治法第235条の2第1項の規定による検査)	
	実施予定: 原則毎月24日頃に実施	対象者: 出納室長
4	<b>決算審査</b>	
	法的根拠; (地方自治法第233条第2項の規定による審査)	
	実施予定: 7月下旬	対象者: 出納室長
5	<b>基金の運用状況審査</b>	
	法的根拠; (地方自治法第241条第5項の規定による審査)	
	実施予定: 毎月例月出納検査に合わせて実施	対象者: 出納室長
6	<b>普通会計の財政健全化審査</b>	
	法的根拠; (健全化法第3条第1項の規定による審査)	
	実施予定: 7月下旬	対象者: 総務課長

※ 早川町監査基準に定める監査等の内、上記以外のものについては、必要に応じ適時実施する。